

【企画趣旨】

昨年（2012年）5月に韓国大法院（最高裁）が、個人の請求権を初めて認める判断をして、第2次大戦中に日本に強制徴用された韓国人4人が当時の勤務先、新日鉄と三菱重工業に損害賠償を求めた訴訟の差し戻し判決を出したことを受けて、ソウル高裁は7月10日、原告の請求通り新日鉄住金に4億ウォン（約3500万円）の支払いを命じたことは、日本でも大きなニュースになり、よく知られています。またこの判決は、今後の戦後補償裁判全体に大きな影響を与えるものとして、日韓両国において高い関心を集めています。

今回、この訴訟の原告弁護団長をつとめておられる張完翼先生が、立命館大学法学部の徐勝教授の比較人権法の講義のゲストスピーカーとして来日されます。

せっかくの機会ですので、広く学生、研究者、市民に向けての上記講演会を企画しました。張完翼先生は2000年の女性国際戦犯法廷で韓国の検事もつとめられており、従軍慰安婦問題の現状についてもご報告いただけるということです。

【張完翼弁護士略歴】

1985. 2. ソウル大学校人文大学言語学科卒

1987. 司法試験合格

1993. 3. 弁護士開業

2004. 11. - 2006. 11. 日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会委員

2006. 7. - 2010. 7. 親日反民族行為者財産調査委員会常任委員兼事務処長（次官級）

2012. 5. - 現在 民主社会のための弁護士会 過去事清算委員会委員長

2013. 現在 法務法人「ヘマル」代表弁護士